

## 「令和3年度 札幌市心のバリアフリー推進事業運営業務」提案説明書

### 1 業務の名称

令和3年度 札幌市心のバリアフリー推進事業運営業務

### 2 業務目的

心のバリアフリーに関する市民や企業・団体（以下「企業等」という。）を対象とした啓発研修の実施と、企業等による合理的配慮の提供に向けた自主的な取組等に対する助言等支援を研修と一体的に行うことで、障がいのある方等への更なる理解促進と「心のバリアフリー」の実践に向けた意欲喚起を図る。

### 3 契約概要

#### (1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補者との随意契約

#### (2) 業務履行期間

令和3年6月（契約締結日）～令和4年3月31日（木）

### 4 業務の内容

別紙仕様書のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

### 5 予算規模

2,700千円（消費税および地方消費税の額を含む）。なお、上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

### 6 全体的な留意事項

- (1) 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述すること。
- (2) 本市の仕様書に示す要求事項に漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、留意すること。
- (3) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

### 7 参加資格要件

この企画提案に応募する事業者は、事業の実施に必要な能力を有する民間企業、公益法人等であって、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年

- 4月26日付財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
  - (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
  - (6) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定又は宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しないこと。
  - (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
  - (8) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
  - (9) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

## 8 企画提案に係るスケジュール

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 企画提案の公募開始     | 令和3年4月16日(金)      |
| (2) 質問票の提出締切      | 令和3年4月22日(木)16時まで |
| (3) 質問書に対する回答(予定) | 令和3年4月26日(月)まで    |
| (4) 参加意向申出書の提出締切  | 令和3年4月30日(金)16時必着 |
| (5) 企画提案書等の提出締切   | 令和3年5月12日(水)17時必着 |
- ※ 提出は持参または郵送とする。電子メール、ファクシミリは不可とする。
- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (6) 企画提案審査会(ヒアリング) | 令和3年5月19日(水)午前中(予定) |
|--------------------|---------------------|
- ※ 予備日:令和3年5月20日(木)午前中(予定)

## 9 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の様式(質問票)に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。

- (1) 質問票の受付期限  
令和3年4月22日(木)16時00分まで

- (2) 質問に対する回答

質問者に対し令和3年4月26日(月)までに回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。なお、受付期間内に到着しなかった質問票については、原則として回答しない。

- (3) 送付先電子メールアドレス : [sho.fukushi@city.sapporo.jp](mailto:sho.fukushi@city.sapporo.jp)

## 10 参加意向の申出

企画提案への参加を希望する事業者は、下記のとおり、企画競争参加意向申出書

(様式1)を提出すること。

(1) 提出期限

令和3年4月30日(金)16時必着

(2) 提出方法

後記「17 問い合わせ先」まで持参または郵送とする。(平日8時45分～17時00分)

(3) その他

提出期限までに企画競争参加意向申出書(様式1)を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めない。なお、この場合でも今後本市が発注する業務の入札等における指名通知等において、不利益な取扱は行わないものとする。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和3年5月12日(水)17時必着

(2) 提出方法

後記「17 問い合わせ先」まで持参または郵送とする。(平日8時45分～17時00分)

(3) 提案内容

別添仕様書のとおり

(4) 提出書類

ア 企画競争参加意向申出書(様式1) ※前記「10 参加意向の申出」参照

イ 企画提案書 8部

- ・ A4版、片面印刷、15ページ以内(表紙と目次を除く)とし、表紙と目次を除きページの通し番号を付すこと。
- ・ 提出する提案書のうち1部は製本し、表紙に事業所名及び代表者名、提案者の担当部門及び責任者を明示し(これを「正本」という。)、残り7部には社名等を記載しないこと(これを「副本」という。)
- ・ 提案書とは別に資料を提出することは認めない。

ウ 法人概要書(様式2)

エ 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 申出書(様式3)と登記事項証明書 ※発行日より3ヶ月以内。写し可。
- ・ 直近年度(年)の納税証明書(「市区町村税」「消費税及び地方消費税」の未納がない旨の証明) ※発行日より3ヶ月以内。写し可。
- ・ 財務諸表(直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書)

(5) その他留意事項

ア 提出された書類は返却しない。

イ 誤字等を除き、書類等提出後の内容変更及び追加は、原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。

ウ 書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

エ 企画提案書の提出を取り下げの場合は、速やかに「取下願（様式4）」を提出すること。但し、すでに提出した企画提案書は返却しないこととし、企画提案書の再提出も認めない。

オ 提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効とする。

- ・ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合
- ・ 本提案説明書、企画提案仕様書に従って作成されていない場合
- ・ 下記12(3)に示す企画提案審査会（ヒアリング）に参加しなかった場合
- ・ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ・ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

## 12 審査

### (1) 審査方法

- ・ 本市が設置する「札幌市心のバリアフリー推進事業運営業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において、前記「7 参加資格要件」、企画提案書の書類審査（提出者が5名以上の場合のみ実施）及び下記に掲げる企画提案審査会（ヒアリング）を実施し、採点を行う。
- ・ 予算規模の範囲内で最低基準点（委員の総合得点の6割）を超え、合計得点の最も高かった者を契約の優先交渉団体とする。なお、委員会による採点と同点の場合委員全員の協議により契約候補者を選定する。
- ・ 意向申出者が1者の場合、最低基準点を超えれば契約候補者として選定する。

### (2) 書類審査

企画提案書の提出者が5名以上の場合、企画提案書の書類審査を実施し上位4位までの企画提案を選定する。なお、5者未満の場合は実施しない場合がある。

### (3) 企画提案審査会（ヒアリング）

#### ア 実施日（予定）

令和3年5月19日（水）午前中に実施予定（予備日は翌20日（木）午前中）。出席者は3名以内とする。なお、実施時間や場所等の詳細は、参加者に別途通知する。

イ ヒアリングは1者あたり約30分（説明15分、質疑15分）を想定。本市が指定する時刻から順次個別に行う。

ウ 事前に提出された企画提案書に基づき説明すること。当日の資料追加及びプロジェクター・パソコンの使用は認めない。

エ 原則、対面によるヒアリングを想定しているが、状況に応じてオンラインによるヒアリング、又は書面会議により最終審査とする場合もある。

### (4) 審査結果

契約候補者の決定後、速やかに申込み団体全員に文書で通知する。

### 13 評価について

#### (1) 提案を求める内容

##### ア 業務遂行能力

障がい特性を理解し、当事者の視点を取り入れた普及啓発業務の実績はあるか。業務目的を確実に履行できる実施体制・スケジュールが提案されているか。

##### イ 提案内容

本業務の実施にあたり、業務目的を踏まえ効果的と考えられる具体的かつ独自性のある提案内容か。

#### (2) 評価項目及び評価基準

下表のとおり。

なお、評価基準点は「5点：特に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや不十分 1点：不十分」とし、「評価基準点×係数」により、各実施委員が独立して評価点を算出し、その評価点の合計値に基づき実施委員会が評価を確定することとする。

| 評価項目        |                                 | 評価基準   |
|-------------|---------------------------------|--|
| 業務遂行能力      | 業務実績(20点)                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい特性や心のバリアフリーについての知識は十分か</li> <li>障がい当事者等の視点を取り入れた、心のバリアフリー普及啓発の実績は十分にあるか</li> </ul>   |
|             | 実施体制・執行スケジュール(15点)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>業務全体を円滑に進められると判断できる実施体制、執行スケジュールが提案されているか</li> <li>オンライン形式による研修実施を円滑かつ効果的に進められると判断できる十分な実績はあるか</li> </ul>   |
| 提案内容        | 心のバリアフリー普及員養成研修(市民向け)について(25点)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>研修の目的・ねらいを正しく理解し、意識した内容となっているか</li> <li>実践を想定した効果的な内容となっているか</li> <li>受講者の意欲を高める工夫があるか</li> <li>受講後の実践(行動変容等)に繋がる工夫はあるか</li> </ul>                              |
|             | 心のバリアフリー推進員養成研修(企業等向け)について(30点) | <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の目的やねらいを正しく理解し、意識した内容となっているか</li> <li>実践を想定した効果的な内容となっているか</li> <li>受講後、心のバリアフリーに係る自主的な取組へ繋がる工夫があるか</li> <li>心のバリアフリー推進アドバイザー制度の活用を促すための具体的な提案はあるか</li> </ul> |
|             | 独自提案事項(10点)                     | 業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案となっているか。   |
| 合計(委員一人あたり) |                                 | 100点   |

(3) 評価についての疑義の申立て

評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

14 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

15 参加資格等についての苦情の申立て

参加資格を満たさない又は満たさないこととなった旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（土日・祝日を除く。）以内に書面により苦情の申立てを行うことができる。

提出先は、後記「17 問い合わせ先」とする。（平日8時45分～17時00分）

16 その他留意事項

(1) 契約について

契約内容は、提案した企画内容を基本に、選定された委託候補者と本市の間で協議を行い、協議が整った場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたっては、企画提案内容（参考見積内容を含む）をもって、そのまま契約するとは限らない。協議が不調に終わった場合には、順次2位以降の者を繰り上げて、その団体と契約に向けた協議を行う。

(2) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。

ウ 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札

幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

17 問い合わせ先

- 担 当：札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 小林・干場
- 住 所：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 3 階南側）
- 電 話：011-211-2936
- F A X：011-218-5181
- メール：sho.fukushi@city.sapporo.jp